

令和3年4月26日

保護者の皆様へ

台東区教育委員会

「緊急事態宣言」発令に伴う保育所等の対応について

日頃、区の保育行政にご理解・ご協力賜り、誠に有難うございます。

このたび、東京都を含む4都府県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言が発令され、厚生労働省から「保育所については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたい」との方針が示されました。

これを受けて、台東区教育委員会では、感染症対策を徹底しながら保育所運営を継続することといたしました。

保護者の皆様におかれましては、下記のことにご注意いただき、引き続き、児童等の健康管理の徹底と家庭内における感染者予防対策のご対応をお願いいたします。

記

● 体調に異変を感じたら、自宅休養をお願いします

各保育所では、出来る限りの感染防止対策を講じていますが、乳幼児のマスク着用の難しさや接触を基本とする保育の性質上、完全な防止は難しい施設です。感染症が侵入してしまうと、急速にまん延する危険性があります。特に最近は、感染力の強い変異株が拡大しています。お子様、またその保護者の皆様の安全を守るために、体調に異変を感じたら、症状がなくなるまで、自宅休養をお願いします。

※ 登園後にお子様が風邪等の体調不良を訴えた場合は、園から連絡をいたしますので、お迎えをお願いします。

※ 園内で発症者や濃厚接触者が確認された場合は、関係機関と相談の上、臨時休園となる場合があります。

● 保育利用の実施停止の要件を一部緩和します

緊急事態宣言の発令に伴い、令和3年5月について、保育利用の実施停止の要件を一部緩和します。詳しくは、別紙「保育利用の実施停止について」をご参照ください。

(お問合せ)

■ 保育園に関すること

児童保育課 保育運営係 TEL:03-5246-1233

■ 保育利用の実施停止に関すること

児童保育課 保育相談係 TEL:03-5246-1234

保育利用の実施停止について

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の発令に伴い、令和3年5月について、保育利用の実施停止の要件を一部緩和します。「保育利用の実施停止」は年度内に月単位で2か月を限度としていますが、令和3年5月分の停止は、限度の2か月に含まないこととします。

※「保育の実施停止」とは、長期間保育所をお休みされる場合、事前に申請することによって、退園とはならず、また、その月の保育料が免除となる制度です。（年度内に月単位で2か月が限度。）

○令和3年5月分の申請方法(5月1日以降、1日も登園しない場合)

・令和3年5月14日(金)までに、「保育利用の実施停止申請書」を①区役所児童保育課、または、②在園している保育所にご提出ください。

①区役所に提出する場合

(1)郵送の場合は14日(必着)までに下記郵送先にお送りください。

郵送先:〒110-8615

台東区東上野4-5-6 台東区役所 児童保育課 保育相談係宛

(2)ご持参される場合は、14日17時までに区役所児童保育課(6階)に提出ください。

※いずれの場合も、必ず、保育所にも登園しない旨を連絡してください。

②在園している保育所に提出する場合は、必ず14日までに児童保育課にも電話でご連絡ください。

・期日までに連絡等が無い場合は、保育料の免除が受けられません。

○その他

・保育利用の停止後、申請の取り下げをすることで、再度、登園することが可能です。
(この場合は1ヶ月分の保育料がかかります)。

・副食費(3~5歳児)についても、上記免除の対象となります。

・保育時間の変更(標準・短時間)や延長保育の辞退は、前月中までの届出が必要です。遡っての変更等はできません。

・通常2か月を越えて登園できない場合は退園となりますが、5月を停止したことにより、2か月を越えて登園できない場合は退園とはなりません。

・停止の申請用紙は、保育所・区役所児童保育課のほか、台東区ホームページにあります。

【停止申請に関すること】

児童保育課 保育相談係

03-5246-1234